

（宛先） 春日井市長

雨水貯留浸透施設設置誓約書

春日井市雨水貯留浸透施設設置補助金の交付を受けるに当たり、次の事項について誓約します。

- （1）春日井市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱の内容を確認し、要綱の内容にそって申請します。
- （2）雨水貯留浸透施設の設置目的にそった利用をします。また、その機能を発揮させるため、点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用は自己の負担とします。
- （3）市が必要に応じて行う雨水貯留浸透施設の状況調査に協力します。
- （4）雨水浸透施設の設置工事により損害等が生じても一切市の責任を問いません。
- （5）雨水貯留浸透施設を7年以上使用し、存続させ、その保全に努めます。
- （6）転居等に伴い雨水貯留浸透施設を第三者に譲渡しようとするときは、本誓約書に記載した事項を譲受人に引き継ぎます。
- （7）この誓約書の有効期間は、春日井市雨水貯留浸透施設設置補助金の交付を受けた日から当該雨水貯留浸透施設を廃止する日までとします。
- （8）この誓約書に定めるもののほか、疑義が生じた場合には市と協議します。

年 月 日

住所

氏名